

## 令和3年2月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月8日(金) 午後1時56分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更申請について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
  - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
  - 議案第6号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
  - 報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げ申請について
4. 会議に出席した委員(14名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	(欠員)	4番	山下 芳文 (欠席)
5番	山田 憲二	6番	永利 昇 (欠席)
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之 (欠席)
9番	山田 武二	10番	(欠員)
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司 (欠席)
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新 (欠席)
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩 (欠席)
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子 (欠席)
23番	伊藤 武則		
5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 こんにちは。定刻前ですが、皆さんお揃いのようなので、開催いたします。

定例総会の開催にあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。

暦の上では「立春」となっておりますが、まだまだ寒さも厳しいところです。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う「緊急事態宣言」が来月7日まで延長されるなど、まだまだ終息が見えない中、皆さま方におかれましては、体調管理に十分注意をされますようお願いいたします。

このような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は、議案6件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 早速、議事の方に進みます。

ただいまの出席委員は、14名で委員定足数に達しております。

よって、令和3年2月、小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

本来ですと、分科会にて事前審査をお願いするところでございますが、緊急事態宣言中の三密対策で分科会を開催できませんが、十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、7番 大中 久敏 委員、9番 山田 武二 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、6件を議題といたしますが、番号5の案件は、議席番号7番委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について

は、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号7番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページの番号1、番号2及び議案書の4ページの番号6は譲受人が同一案件となりますので、併せて説明いたします。

福童地内の田6筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のために所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号3は、横隈地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページ～3ページ、番号4は、寺福童地内の田24筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書4ページ、番号5は、下西鯨坂地内の田1筆です。3条による無償移転で親族間の贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当し

ないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いておりま  
す。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 質問・意見、特にないようです。議案第1号について、許可するこ  
とに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、議席番号7番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の計画  
変更申請について、1件を議題とします。事務局から提案理由の説明を  
お願いします。

○事務局 それでは、議案書5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更申  
請について、提案理由の説明を申し上げます。

番号1は、干潟地内の田1筆です。営農型太陽光発電設備の設置に関  
して、平成28年2月の総会において許可相当とし、三年後の平成31  
年2月の申請においては、条件付きの承認ということで許可を行った  
経過がございます。

今回は事業計画の変更申請ということで提出されているものです。

内容的には、発電設備の下部の農地で作付けされる農作物の変更と  
いうことで申請が上がって来ているものです。

具体的には、現行作物をほうれん草からブルーベリーに変更するこ  
ととなっております。

(位置図で場所等説明)

11ページが計画図になっておりまして、赤い印で着色を入れている  
のが今回、ブルーベリーを植えられる予定の場所です。

営農型というのは、あくまでも3年間の一時転用ですので、次の3年間、更新するためには、改めて許可を得なければなりません。

許可できるのかできないのかにつきましては、周辺で同じ作物が地域でどれくらい栽培されているのか、その量に対して、パネルの下では8割以上、確保できているのかというのが、3年後の一時転用の更新にあたっての、一つの許可基準となっています。

今回、ブルーベリーの作付けに変更したいとの申請によりますと、太陽光に限らず、近傍での作付けとその収穫のデータが統計的にはございませんで、データについては、今回、山口県のデータを参考にさせていただきます。

また、知見を有する方につきましては、久留米市田主丸町のKさんに知見を依頼されているとのことでした。

なお、山口県のデータでは10アール当たり700キログラムの収量とのことですので、その8割ということと560キログラム以上を確保できないと、目標達成、基準を満たさないということになってきます。

また、今回のブルーベリーの作付け計画につきましては、1、2年目は育成管理する時期となっており、収穫は見込めないとのことでした。したがって、収穫は3年目からとのことになります。

このような状況を踏まえ、地区会議において、慎重に検討をおこなっていただいたところです。

転用の観点で、立地基準、一般基準について見ていきますと、当該農地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるということで、第1種農地に該当します。

第1種農地は原則として、転用が出来ませんが、支柱を立てて営農を継続する、今回で言うと、一時転用の扱いとなりますので、例外規定に該当することから、許可範囲内であるということになります。

先月、開催しました地区会議に於いても、前回の更新の時と同様に慎重な審議をいただきまして、前回と同様の条件付きでの承認となったところです。

委員からは、「このまま、ほうれん草で行った場合、管理や手入れによっては、雑草が繁茂する状態となるかもしれない」との懸念があることから、確実に作物等が作付けされる状況にあった方がまだ良いとの結論に至ったところです。このような状況から、条件付き承認とまとめました。

その条件というのが、「事務局や地区担当の農業委員さんで定期的に現地調査を行い、写真を撮るなどして記録を取るとともに、必要な場合

は随時指導を行っていく」という内容の条件となりました。

説明は長くなりましたが、今回はあくまでも、「作物の転換」の部分での変更申請でありますので、そのことはご理解ください。

以上でご説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第2号については原案のとおり許可相当とし、意見書を付し県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、二森地内の畑1筆です。建売住宅を建築するために、転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

位置図に有りますように、申請地の南側の市道には、上・下水道管が埋設されています。また、申請地から概ね半径500メートル以内に浜崎外科整形外科医院、ゆきざね歯科医院の2以上の医療施設がある位置関係となります、この観点から、農地区分は第3種農地に分類されます。

(土地利用計画平面図、横断面の説明)

給水、汚水については、南側の市道に埋設された上・下水管より給水・排水し、雨水排水については、セットバック部分を経由し南側の道路側溝へ排水することとなります。

また、東西と北側の隣地との境界には既設のブロックが既にありま

す。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。なお、番号1は、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いてお

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第3号について、原案のとおり

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、

意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積

計画の承認について、所有権移転8件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

について、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1及び番号2は、一括で説明いたします。

赤川地内の田4筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされる

ものです。

(位置図で場所の説明)

番号3及び議案書8ページ、番号4は、下西鯨坂地内の田3筆及び畑4

筆、合計7筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買い入れされる

ものです。

(位置図で場所の説明)

番号5は、下岩田地内の田1筆、古飯地内の田1筆の合計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書9ページ、番号6は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号7及び番号8は、一括で説明いたします。

山隈地内の畑2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借3件を議題といたしますが、番号2の案件は、議席番号2番委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされており、議席番号2番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)



事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の10ページをお願いいたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借3件について、提案理由の説明をいたします。

本来、利用権設定につきましては、3月受付の6月開始、9月受付の11月開始ということで受付をしておりますが、補助事業の採択要件や共済の契約に係るということで、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、使用貸借をおこなうものです。

今回は、2月15日で利用権設定を行う予定となっております。

番号1は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間の説明)

番号2は、光行地内の田3筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間の説明)

番号3は、八坂地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間の説明)

以上、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化推進法第18条第3項の要件を満たしており、地区会議においても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認いたします。

○議長 それでは、議席番号2番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 次に、議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外3件を議案とします。

それでは、事務局より補足説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外3件について、ご説明いたします。

まず、経緯を申し上げますと、農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

また、今回の申請地はいずれも大板井地内の農振農用地区内で隣接しています。

(位置図で場所の説明)

当該3件の申請地は、除外後にあっても、宅地化の状況が、住宅、事業用施設等が連たんしている程度に達している区域に近接する区域にある農地の区域で、その規模が概ね10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当します。

番号1は、大板井地内の農振農用地区内の田1筆です。

(面積、所有者・転用事業者の説明)

車両置き場、駐車場を設置するため、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が提出されたものです。

(位置図で申請地の計画の説明)

給水や汚水は発生しませんが、雨水排水については、勾配を利用して東側の隣接地、自動車修理工場を經由して排水する計画となっています。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

番号2は、大板井地内の農振農用地区内の田3筆です。

(面積、所有者・転用事業者の説明)

賃貸住宅を建築するため、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が提出されたものです。

(位置図で申請地の計画の説明)

給水や汚水は南側の県道に埋設された、上・下水道管を經由して、給水・排水します。雨水排水については、西側に隣接する水路へ排水することになります。よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと

思われます。

番号3は、大板井地内の農振農用地区内の田4筆です。

(面積、所有者・転用事業者の説明)

賃貸住宅を建築するため、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が提出されたものです。

(位置図で申請地の計画の説明)

給水や汚水は南側の県道に埋設された、上・下水道管を經由して、給水・排水します。雨水排水については、東側に隣接する水路へ排水することになります。よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長 事務局からの説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです、本案件について、原案通り同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数ですので、議案第6号は原案どおり承認し、意見書をつけて、市に報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○豊福書記 それでは、議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出7件につきまして報告いたします。

番号1は、福童地内の田14筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

議案書13ページ、番号2は、福童地内の田5筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

議案書14ページ、15ページ、番号3は、古飯地内の田1筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。

番号4は、寺福童地内の田24筆です。

贈与のため、合意解約されるものです。

議案書16ページ、17ページ、番号5は、福童地内の田4筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。

議案書17ページ、番号6は、下岩田地内の田1筆、古飯地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されるものです。

番号7は、大板井地内の田1筆です。

貸人の都合により、合意解約されるものです。

なお、詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、横隈地内の田1筆です。

転用目的は、電気通信施設建設のために、届出が提出されたものです。

番号2は、津古地内の畑1筆です。

転用目的は、コイン精米所及び露天駐車場を設置するために、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○事務局 次に、報告第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の  
取下げ申請について、1件の報告をいたします。

議案書の19ページをご覧ください。

番号1は、令和2年12月総会において審査いただき、県へ進達した  
案件でしたが、令和3年1月15日付けで、申請人より「申請地が土地  
改良区区域外だと思い込んでいたが、土地改良区の意見書が不足して  
いるとの指摘があったので、一旦取下げをする。」とのことでした。

このため、令和3年1月18日付けで、県へ取下げの願いを送付して  
おりました。今回、県より、1月29日付けで返却の通知が有りました  
ので、報告をさせていただきます。

以上です。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何

か、ご質問はありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。  
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年2月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和3年2月8日(月) 午後 2時43分閉会